

個人情報ファイルの名称	行政機関等の名称	組織の名称	利用目的	記録項目	記録範囲	収集方法				要配慮個人情報が含まれるかどうか	経常的提供先	他の法律・命令による訂正等の制度	データ・紙の別	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無	備考	
				1		本人（同居親族を含む）の届け出	●●から提供	●●調査	その他							
障がい者手帳交付システム身体障害者手帳ファイル	市長	広域福祉課	身体障害者手帳交付関係事務における審査等に利用する。	本人の氏名	身体障害者手帳交付申請書等を提出した者		福祉部障がい福祉課に提出された申請書等で収集				含む	福祉部障がい福祉課交付係	無	データ	有	
障がい者手帳交付システム精神障害者保健福祉手帳ファイル	市長	広域福祉課	精神障害者保健福祉手帳交付関係事務における審査等に利用する。	本人の氏名	精神障害者保健福祉手帳交付申請書等を提出した者		福祉部障がい福祉課に提出された申請書等、及び同課からの情報提供（マイナンバー法による情報照会結果）で収集				含む	福祉部障がい福祉課交付係、大府府こころの健康総合センター	無	データ	有	

個人情報ファイルの名称	障がい者手帳交付システム身体障害者手帳ファイル	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	広域福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳交付関係事務における審査等に利用する。	
記録項目	本人の氏名,本人の郵便番号,本人の住所,本人の電話番号,本人の生年月日,本人の性別,保護者の氏名,保護者の郵便番号,保護者の住所,保護者の電話番号,保護者の生年月日,保護者と本人の続柄,手帳番号,障害名,等級	
記録範囲	身体障害者手帳交付申請書等を提出した者	
記録情報の収集方法	本人(同居親族を含む)の届け出	-
	提供元	福祉部障がい福祉課に提出された申請書等で収集
	調査	-
	その他	-
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	福祉部障がい福祉課交付係	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務資源部 総務課
	(所在地)	河内長野市原町一丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号	-
	(電算処理ファイル) 法第60条第2項第2号	有
	(マニュアル処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイルの名称	障がい者手帳交付システム精神障害者保健福祉手帳ファイル	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	広域福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者保健福祉手帳交付関係事務における審査等に利用する。	
記録項目	本人の氏名,本人の郵便番号,本人の住所,本人の電話番号,本人の生年月日,本人の性別,保護者の氏名,保護者の郵便番号,保護者の住所,保護者の電話番号,保護者の生年月日,保護者と本人の続柄,年金証書記号及び番号,手帳番号,等級	
記録範囲	精神障害者保健福祉手帳交付申請書等を提出した者	
記録情報の収集方法	本人(同居親族を含む)の届け出	-
	提供元	福祉部障がい福祉課に提出された申請書等、及び同課からの情報提供(マイナンバー法による情報照会結果)で収集
	調査	-
	その他	-
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	福祉部障がい福祉課交付係,大阪府こころの健康総合センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務資源部 総務課
	(所在地)	河内長野市原町一丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号	-
	(電算処理ファイル)法第60条第2項第2号	有
	(マニュアル処理ファイル)政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		